

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年3月1日(2024.3.1)

【公開番号】特開2023-161461(P2023-161461A)
 【公開日】令和5年11月7日(2023.11.7)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-209
 【出願番号】特願2022-71878(P2022-71878)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【F I】
 A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年2月21日(2024.2.21)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

外枠と、前記外枠に開閉可能に設けられた本体枠と、前記本体枠に着脱可能に設けられた遊技盤と、を備える遊技機であって、

前記遊技盤は、前面に遊技球が流下可能な遊技領域が形成される板状のパネル板と、

前記パネル板の前面に組付けられ、前記遊技領域の外側に位置するように設けられる外側部材と、を有し、

前記外側部材は、後方に向けて突出する突出部を複数備え、

前記外側部材の後面部側を平面に向けて載置した際に前記複数の突出部のうちの特定突出部のみが、前記平面に当接するように形成されており、

30

前記複数の突出部のうち、前記外側部材の後面部からの特定突出部の長さは、前記複数の突出部のうちの前記特定突出部を除く他の突出部の長さよりも長く、

前記特定突出部は軸部を有し、

前記軸部は、断面が円形とは異なる特定部位を備え、

前記軸部の先端が、前記外側部材の後面部と平行な平面状に形成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0002
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

40

【0002】

従来より、遊技機としてのパチンコ機は、枠体と、枠体に対して着脱可能な遊技盤とを備えており、遊技盤は、遊技球が流下可能な遊技領域が前面側に区画された板状のパネル板と、パネル板の前面に取り付けられる取付部材として、遊技領域の外側に位置するように設けられる外側部材、例えば、遊技領域の外周を区画する複数の区画部材とを有している(例えば、特許文献1参照)。

【手続補正3】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0007

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するため本発明は、
外枠と、前記外枠に開閉可能に設けられた本体枠と、前記本体枠に着脱可能に設けられた遊技盤と、を備える遊技機であって、
前記遊技盤は、前面に遊技球が流下可能な遊技領域が形成される板状のパネル板と、前記パネル板の前面に組付けられ、前記遊技領域の外側に位置するように設けられる外側部材と、を有し、
前記外側部材は、後方に向けて突出する突出部を複数備え、
前記外側部材の後面部側を平面に向けて載置した際に前記複数の突出部のうちの特定突出部のみが、前記平面に当接するように形成されており、
前記複数の突出部のうち、前記外側部材の後面部からの特定突出部の長さは、前記複数の突出部のうちの前記特定突出部を除く他の突出部の長さよりも長く、
前記特定突出部は軸部を有し、
前記軸部は、断面が円形とは異なる特定部位を備え、
前記軸部の先端が、前記外側部材の後面部と平行な平面状に形成されている
ことを特徴とする。（例えば、段落3523～段落3550や、図307～図309等を参照）

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

20

30

40

50